

2020年度 社会福祉学部の授業・実習等について

2020.06.24.

社会福祉学部長 金子恵美

学生のみなさんへ

日本社会事業大学は、「学生・社会の感染防止と教育・研究活動を両立させる」ことを、新型コロナウイルス対策の基本方針とし、4月13日より通学によらない授業を開始し、ICTを通してつながり、共に学び続けてきました。

この方針に基づき、緊急事態宣言解除後の授業・実習について熟慮した結果、前期の学事期間中は通学によらない授業を継続すること、実習指導等の対面が必要な内容については、8月31日から学内で少人数による補講を実施することを決定しました。

すべての実習に対して大学のバックアップ体制を強化するために、9月以降に実習時期を移動し、8月31日より順次、対面による事前指導を行います（実習先との調整によっては、数日程度、これより以前に実施することもあります）。

なお、後期授業については、学事の通り9月14日より開始し、通常の通学による授業を行います（ただし、社会状況によっては、変更することもあります）。

学内授業の再開に際しては、健康状態の確認・消毒等の徹底・複数教室での実施など、感染防止に十分に配慮します。また、授業・実習時の新型コロナウイルス感染に対応する災害傷害保険及び賠償責任保険に新たに加入します。健康不安がある方に合理的配慮を行います。

大学全体として対応を進めている事項もあることから、これらの詳細については、後日、改めてお知らせします。

1. 学内での「通学による授業」

(1) 前期補講期間：8月31日－9月12日（基本）

前期補講科目：実習の事前指導等（実施日時等は、各担当教員より該当学生に連絡）

方法：少人数グループに分散し、感染防止対策をとって実施する

(2) 後期授業：9月14日－（学事変更無し）

学内で、感染防止対策を行い実施する。合理的配慮等を行う。

2. 実習について

実習は、下記のように大学として十分な事前指導とバックアップ体制をとって実施します。

実習先や各学生の状況、社会状況の変動等によっては、実習期間短縮・未実施等が生じますが、

その場合には同等の教育効果が得られる学内演習を実施します。

以下は、学部における全ての実習の共通事項です。

1. 学内で対面による事前指導（通学による授業）を行い、下記のことを行う。
 - (1) 学生の心身の健康状況を確認し、実習実施についての学生の意志を尊重して、合意を得る。
 - (2) 感染防止対策について十分に説明し、同意を得る。
 - (3) 社会状況によっては大学の判断で実習中止となる場合もあること、その場合の対応について学生に十分に説明し、同意を得る。
 - (4) 上記事項について同意したことを、文書で確認する。
2. 上記の対面による事前指導を経た後に、事前訪問・実習を開始する。

3. 学内での対面による事前指導（通学による授業）は、8月31日（月）以降を基本とする。
4. 事前に必ず健康診断を受診する。集団検診が間に合わない場合には個人で検診を受け、後日、学内で診断書提出・経費申請等の手続きを行う。

実習はソーシャルワーク教育の要であり、学生と大学と福祉実践現場の三者の協働によって成り立っています。福祉実践現場は、本学の教育・研究への信頼と、学生の未来に期待して、困難な状況下にあっても、実習生を受け入れると言ってくださっています。（状況によっては、断らざるを得ないということもあります。）

福祉実践現場は緊急事態宣言の最中にあっても休むことなく、混乱と困難な状況にある人々の傍らに居続け、感染防止を徹底しながら、地域生活と一人一人の心を支え続けてきました。「忘我友愛、窮理窮行」を伝統とする本学のみなさんは、福祉のリーダーとなることを目指して学んでおり、このような福祉実践現場から多くの価値と知識と技術を得ることができるでしょう。またみなさんの存在は、未曾有の災害に疲弊し、閉塞感を抱く利用者や職員の方々に、新鮮な息吹と未来への可能性を吹き込んでくれるでしょう。私たちは、学生と現場を信頼し、大学としてのバックアップ体制を強化して、実習に送り出すことを決意しました。

私たちは、いつも学生の皆さんと共にいます。多くの不安、困難、葛藤があることと思いますが、私たちは一人一人の状況や思いを尊重します。一緒に考える時間とプロセスを大切にして、合意を得て、それぞれによりよい学習状況と成果を生み出していきましょう。